

広 報 た な べ

田 辺 町 役 場

電話田辺271~274

発行人 京都府田辺町
役 場 公 室

印刷所 奥田印刷KK

ふるさとを行く・5



薪

薪という名は、八幡町の石清水八幡宮へむかし薪を供進したところから名づけられたといわれています。いまもその名のように、美しい山林が薪の家々をつつんでいます。ここには南山城でも随一の名刹願恩庵があり、毎日観光客が絶えません。現在人口は1,061人(男531人、女530人)戸数は、240戸です。(写真は薪部落)

季節のはがき

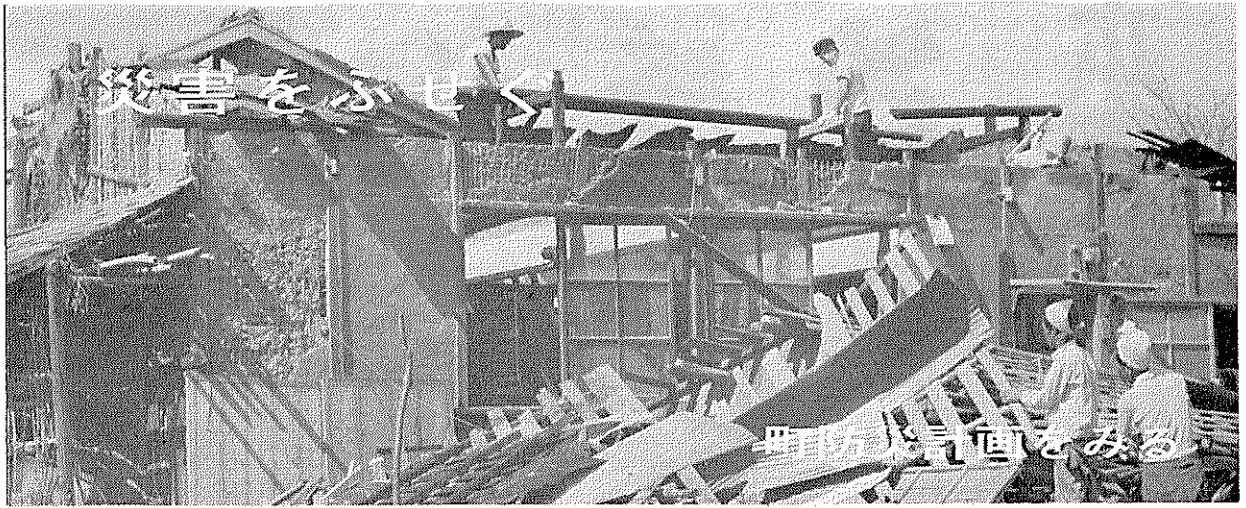
町長から

残暑のお見舞い申し上げます。朝夕しのぎやすい頃になります。たが皆さんお揃いで安らかに、家業にお励みの事とお喜び申し上げます。平素はふるさと田辺の進みゆく姿を見つめてご協力願っている住民の皆さんに心からお礼を申し上げます。なお台風襲来の季節でもあります。本町では台風などの風水害にそなえて、防災の計画をたてています。

みなさんへ

田辺町長 北尾 敬治 氏

'66.9
No. 46



災害は忘れたころにやってくる……ともいわれ
ますが、なかなかどうして、このごろでは毎年絶
えまがないようです。そして災害を予測したり、
未然に防ぐことも本当にむづかしいものです。
町では毎年地域防災会議をひらき、町防災計画
をたてています。

本紙ではその計画の内容をみなさんにおしらせ
するため特集しました。台風シーズンにそなえ、
災害を未然にふせぐため、みなさんの協力をおね
がいます。
(写真は昭和36年9月の第2室戸台風災害一健康
村で—)

風・水・害に万全を！

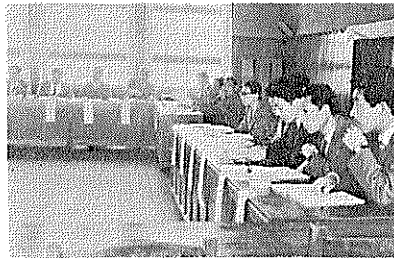
人的災害も未然に

この計画は災害対策基本法
にもとづいて、毎年田辺町地
域防災会議（会長北尾町長）
をひらき、委員会が審議し決
定するものです。計画書は、
総則、災害予防、災害応急対
策、災害復旧などの四章から
なっています。

水害の予防計
画は、荒廃林や
水源林または災
害防止林の造成
区域を指定し、
林地の改良事業
や保安林の再編
成と改良事業
をあげていま
す。

また、集中豪
雨による異常な
出水にそなえて、ため池や用
排水ひ門などのろう水か所が
ないかをよく調べ改修をはか
る。ご存じのように町内には
多くのため池があり、その管
理者と十分協議し、堤防の補
強などにもつとめる。

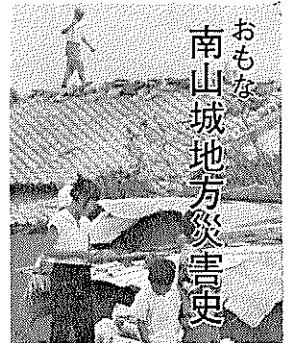
そして、みなさんの近くに
ある川や排水路をきれいに掃
除し、よく流れるよう河川愛
護にも協力を求めています。
風害——いわゆる台風の被
害の予防計画としては、農業
用の施設などの管理や農作物
の倒伏を防止する指導、そ
して防除用の農薬や器具の
整備などを
あげていま
す。



(田辺町の防災会議風景)

現在、町
のところで、宅
地造成工事
が激増して
います。と
くに山間の
開発はいち
じるしいも
ので自然の美しい山や丘は、
その姿を消して行きます。
この計画では、平素から山
崩れの発生が予想される地帯
を調査して、危険な所には
関係者と協議し、未然にふせ
ぐことが肝要だとしていま
す。

- 昭和
26・7・18
吉野地震で竹の腸池(田辺)、
三ツ池(興戸)、新池(草内)の
築堤に大亀裂が生じた。
- 28・2・15
十四日夜半から降り出した雨は
雷鳴をともなうた集中豪雨とな
り、翌十五日の払曉にいたつて、
南山城地方未曾有の大惨害を現出
した。なかでも隣接の井手町で
は、大正池の決壊、玉川のハンラ
ンにより死者、行方不明百有余の
命を奪った。本町においても甚大
な被害を受けた。
- 28・9・25
南山城水害の水渦いえぬうちに
再び暴風雨(風速二十二メートル
雨量百三十・七ミリ)に襲われ、
このため被害は一層増大し、いわ
ゆる「二十八年災害」と称された
この再度にわたる災害で全町の被
害総額は二億七千万円に達し
た。
- 36・9・16
第二室戸台風は、長時間にわた
つて風速六十米の猛烈な強風を本
町にもたらし、死傷者、住家の全
壊は災害救助法の発動となつた。
総被害額は約十億円を越す町史初
の大災害であつた。



宅地造成は着実に

宅地造成等規制法や

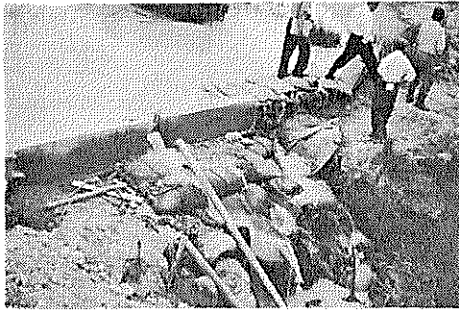
建築基準法をまもろう！

また宅地造成によつて、災害が予想されるところは、

一、宅地造成者に下流の排水などの諸問題を解決のうえ、造成に着手するよう呼びかけ指導する。

二、造成方法については、宅地造成等規制法や建築基準法をまもるよう指導する。

三、宅地造成によつて土砂の流れる排水路をよく調査し附近の土地



(山砂利採取場を防災パトロール)

や作物に被害がおよばないよう防災施設などの指導をする、などが計画としていきます。

家には消化器を、
そなえよう

建築物では、防災のうえから、建築基準法や都市計画法を積極的

に推進する。なかでも学校や保育所などの公

共建物の構造や防火設備などの対策

には、とくに留意する。そのほか、

防火水槽、消火栓などの消防施設の

整備充実をはかる。いつぼう、みなさんの家庭やア

パートなどの共同住宅については、

消水器の備えつけを呼びかけ使用方法の指導をす

る、などをあげています。

また最近、発火性化学薬品などの危険物を取り扱う人たちがふえています。適当な保管場所適切



町からも消防団員が参加し指導をうけました。(写真上、府は桂川で、下、郡は木津川で訓練)

注 意

- 一、大地震のときは、ま
- 二、狭い道路、へいのわ
- 三、手早く火の始末をす

えをおしらせし、徹底をはかる。たとえば、

耐火建築に改良されるよう奨励されています。みなさんの地震にたいする心がま

こんごみなさんがあたらしく建築される住宅については、耐震

耐火建築に改良されるよう奨励されています。みなさんの地震にたいする心がま

四、地震災害後の措置は人命の救助と消火をまづ行なう。

五、余震をおそれデマに迷わない。

六、秩序をまもり衛生に注意する。などをあげていま

以上ごうした各種災害を未然にふせぐよう、防災関

京都府警察官つるる
(高校卒見込)二十六才
受け付け
十月三日まで
警察署

災害をうけたときは 税金の減免手続きを

災害によつて、みなさんが財産に損害をうけられたときは、税金の面でもいろいろな救済の方法があります。わたくしたちの生活ともつとも関係の深い所得税を軽減免除する措置として、おもなもの

◆ 雑損控除による方法

災害などによつて、生活用資産の損害額が、その年分の所得金額の1割を超過する場合、その超過額を所得金額から控除します。

◆ 災害減免法による方法

災害による損害額が住宅や家財の価格の二分の一以上で、しかもその年の合計所得金額が二百万円以下の場合に、その所得金額に応じて所得税を全部免除し、または一部減額します。これらの救済措置については、翌年の三月の確定申告の時期までまつて、その適用を受けることもできますが、

- ① 予定納税をしなければならぬ人は、その予定納税の段階で、
- ② 給与や報酬として料金について所得税の源泉徴収を受けている人は、その段階で、それぞれ所得税の軽減などの手続きをとることが

くわしくは、毎月五のつく日を「税の相談日」としてありますのでご利用ください。またその日以外でも相談に応じています。
(田辺税務署から)

町のあゆみ

—S41.4~41.8—

- S 41
- 4. 12 京都府知事選挙投票日
- 23 町慰霊祭ひらく
- 27 参議院議員補欠選挙投票日
- 5. 1 展茶工場しゆん工式(草内農協)
- 16 三本杉二世植樹(一休寺)
- 25 町防災パトロール
- 27 臨時町議会ひらく
- 30 昭和40年度事業合同しゆん工式
- 6. 2 大住小学校プール起工式
- 10 町に「友愛の鐘」鳴る
- 30 定例町議会ひらく
- 7. 5 町防災会議ひらく
- 9 郡「愛のパレード」
- 12 町防災パトロール
- 15 町農業委員会選挙投票日
- 17 町民体育大会ひらく
- 27 臨時町議会ひらく
- 28 西薪水道入札会
- 28 町政を知る会ひらく(青年団)
- 8. 6 平和の塔除幕式
- 9 町農業委員会ひらく(会長に北川朝二さん)
- 10 大住小学校水泳プールびらき

◆町交通対策協発足
会長に北尾町長

「世界の願い交通安全」このキャッチフレーズをかかげて、このほど「田辺町交通対策協議会」を結成しました。協議会委員に行政機関や民間団体の代表五十二名を委しよくし、会長には北尾町長がまかりました。町から交通事故をなくすため、委員が中心になり通行者の交通指導をときどき行なうことなどを計画しました。

なお、毎日十五日は全園一せいの交通安全デーとなつていきます。

◆盛会だつた町民球技大会

田辺町体育協会主催の第一回町民球技大会は七月十七日あさ八時三十分から町内各区五十七チームの参加をえて田辺小学校々庭で開きました。成績はつぎのとおりです。

◇ソフトボール一般の部①多々羅②南山西③大成織維④少年の部①田辺タイガース②三山木ジャガース③水取。◇バレーボール一般男子の部①普賢寺②松井③健康村◇一般女子の部①普賢寺②水取③三山木◇青年の部①田辺②草内B③興戸。◇野球青年団の部①田辺②又③江津。

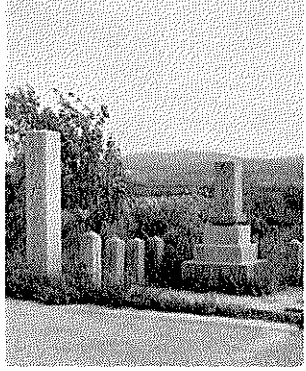
◆平和の碑できる

草内老人クラブと広島原爆病院の患者の方がたとの交流で本町議会が中心になり「平和の碑」を役場支開前に建立し八月六日除幕しました。碑の中央には、原爆に焼けたカワラをおさめ、北尾町長の筆になる「平和」の二字が刻まれています。

おしらせ

住 民 室

おしらせ



ふるさとの碑②
豊田武兵衛翁碑
(飯岡で)

田辺町体育協会主催の第一回町民球技大会は七月十七日あさ八時三十分から町内各区五十七チームの参加をえて田辺小学校々庭で開きました。成績はつぎのとおりです。

◆西薪に水道敷設

町はかねてから要望の強かった西薪へ水道を敷くため工事をいそいでいます。給水管の総延長は二・三五キロメートルで、給水の対象は四百人です。正月にはきれいな水を給水できる予定です。

◆町政学ぶ青年団活動

ここ数年の町青年団の活動は、熱心な団員の増加で活発になっています。ことしはとくに、一、地域をよくするため町政を知ろう。
二、社会を正しく判断する青年になろう。
三、生活をたかめるための学習や憲法を学ぼう。
四、支部の強化をすすめよう。

この四つが基本方針となつていきます。青年団の日ごろの活動をあたたかくみまもり、協力しましょう。

八幡の梨狩り
8月28日から10月2日まで
京阪八幡駅からバスで7分
川口下車
府田辺事務所

くらしのてらば

あなたのいまの住所は？ 存在のように、引越したら転入(転居)先の市町村へ、その日から十四日以内に必ず届けをしなければなりません。住所のほかに世帯をわけたり、いつしよにするとときや、世帯主をかえた一——こんなときにも、さつそく住民課まで届けてください。いま一度、わが家の住民登録はどうなつているか、あらためてしらべてみましょう。

正しい住民登録を

また住民登録は、人口の動きなどを調べ、行政の資料とされたり予防接種や住民検診、こどもの入学やおとしよりの敬老金などに役立ちます。

正しい住民登録は、明るい社会をつくります。が、義務教育期間中のお子たちの住所は、その父母や保護者にあるのが普通です。

入学の目的で、そのお子たちと親戚・縁者などの世帯に住所をかえている人はいませんか。また自動車の免許などをとるのに、便宜上他の市町村に住所をかえたりしている人はいませんか。

万一、こんなときは、いままぐにももとの住所に必ずよう更正の届けをしましょう。

(住民課)

あなたは今
永久選挙人名簿にのりましたか
ぜひ確かめましょう!!
八月二十六日から九月九日まで
田辺町役場
(田辺町選挙管理委員会)